



「電動キックボード」について  
～乗るなら交通ルールを知ってから～



令和5年7月1日  
施行



道路交通法が改正され、「原動機付自転車」に該当する「電動キックボード」は、「一般原動機付自転車」（運転免許が必要）と「特定小型原動機付自転車」（運転免許が不要）に区分されます。  
最高速度や定格出力などに応じて、免許が必要となるので、電動キックボードを利用する場合は、どの区分に該当するか必ず確かめましょう。

	原動機付自転車		
	一般原動機付自転車	特定小型原動機付自転車	
			特例特定小型原動機付自転車
最高速度	時速30 km	時速20 km ※最高速度表示灯が 緑色に点灯	時速6 km ※最高速度表示灯が 緑色に点滅
免許	必要	不要	
ヘルメット	必要	努力義務	
年齢制限	免許に準ずる	16歳以上	
走行場所	車道のみ	車道、自転車道、自転車専用通行帯 歩道(自転車通行可の歩道のみ) 路側帯	

「特定小型原動機付自転車」の必要な装置等



その他

- 自動車損害賠償責任保険(共済)への加入
- 地方税法に基づく軽自動車税の納税ナンバープレート
- の取得、表示

ツイッターもあります。フォローお願いします！【石川県警察交通安全情報@IP\_koutuu\_anzen】

【いぬわし君の交通安全Journal】  
◇ 毎月1日、15日(土・日・祝の場合、翌平日)に新情報を配信します。  
◇ 県警のウェブサイトにも掲載しています。  
[www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/](http://www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/)

【交通安全ほっとストーリー】  
投稿フォームはこちら  
[www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/inquiry/inquiry09/](http://www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/inquiry/inquiry09/)

